

# 山口県報

目 次

○選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正（二件）……………一



## 山口県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、三菱下船支部政治活動委員会から訂正の報告があつたので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（平成二十七年山口県選挙管理委員会告示第八十五号）の一部を別冊のとおり訂正する。

平成二十九年二月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

## 山口県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、三菱下船支部政治活動委員会から訂正の報告があつたので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（平成二十八年山口県選挙管理委員会告示第百八号）の一部を別冊のとおり訂正する。

平成二十九年二月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

平成29年  
2月14日  
(火曜日)

平成  
二十九年二月十四日  
発行

発行  
人所

山口県知事  
山口県